

次期班長、次期副班長、次期地区委員及び次期役員候補者の選出等に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、つつじ野団地管理規約（以下「規約」という。）第37条（役員）第5項の規定に基づき、次期班長、次期副班長、次期地区委員及び次期役員候補者（以下「次期役員等」という。）の選出等について定めるものとする。

(任期及び兼任等)

第2条 次期役員等は、それぞれ兼任しないものとする。

2 次期役員等の任期は、選出されたときから通常総会までとする。

3 次期班長が次期地区委員又は次期理事となったときは、班長又は地区委員の業務を当該年度に行ったものとみなす。

(次期班長及び次期副班長の選出方法)

第3条 次期班長及び次期副班長は、つつじ野団地の居住棟及び共用階段を考慮し、原則として10戸から16戸を1単位として、別表1により選出するものとする。

2 原則として現在の副班長が次期班長となるものとする。

3 現在の班長は、次期班長、次期副班長及びその第三候補者を班内で協議調整の上、理事会が定める期限までに選出するものとし、理事会が別に定める選出届を理事長に提出するものとする。

4 次期班長、次期副班長及びその第三候補者の選出対象は、組合員から賃借している住戸を含むものとする。

5 選出された次期班長が、次期地区委員又は次期理事候補者に選出されたときは、次期副班長が自動的に次期班長となるものとする。次期班長が欠員となったときも、同様とする。

6 選出された次期副班長が次期班長となったときは、第三候補者が自動的に次期副班長となるものとする。

(次期地区委員の選出方法)

第4条 次期地区委員は、つつじ野団地の居住棟の配置を考慮し、3班から5班を1単位として、別表1により選出するものとする。

2 次期班長は、次期班長会において次期地区委員及びその第二候補者を選出するものとする。

3 次期地区委員及びその第二候補者の選出対象は、組合員から賃借している住戸を除くものとする。

4 選出された次期地区委員が、次期理事候補者に選出されたときは、次期地区委員の第二候補者が自動的に次期地区委員となるものとする。次期地区委員が欠員となったときも、同様とする。

5 次期班長に選出された者が、管理組合の役員経験者であるときは、次期地区委員の選出対象から除外することができる。

6 現在の地区委員が留任する場合は、当該地区の次期地区委員候補者は、次期班長に戻るものとする。

(次期理事候補者の街区別定数)

第5条 次期理事候補者は、つつじ野団地の街区の住戸数を考慮し、別表2を参考に街区別に出選するものとする。

(次期理事候補者の選出方法)

第6条 理事会は、次期理事候補者を次の各号に掲げる方法により選出し、次期通常総会議案書の理事予定者名簿に登載するものとする。

一 第8条に定める役員候補者資格を有し次期理事に立候補しようとする者は、理事会が定める期間及び方法により理事会に届出をするものとする。

二 理事会は、現在の役員の理事希望者の中から次期理事候補者を選出するものとする。

三 前号により選出された次期理事候補者の総数が街区別定数に不足するとき、理事会は、不足する街区の次期理事立候補者から不足する次期理事候補者を選出するものとする。

四 前各号により選出された次期理事候補者の総数をもっても街区別定数に不足するとき、理事会は、不足する街区の次期地区委員の中から互選により、不足する次期理事候補者を選出するものとする。

五 第二及び第三号により選出された次期理事候補者の総数が街区別定数を超えたとき、理事会は、超えた街区の次期理事候補者の互選により、次期理事候補者を選出するものとする。

六 前号において互選により次期理事候補者を選出できないとき、理事会は、超えた街区の次期理事候補者について、総会の前に当該街区の組合員による選挙を行い、その候補者を選出するものとする。

(次期監事候補者の選出方法)

第7条 理事会は、次期監事候補者を次の各号に掲げる方法により選出し、次期通常総会議案書の監事予定者名簿に登載するものとする。

一 第8条に定める役員候補者資格を有し次期監事に立候補しようとする者は、理事会が定める期間及び方法により理事会に届出をするものとする。

二 理事会は、現在の役員の監事希望者の中から次期監事候補者を選出するものとする。

三 前号により選出された次期監事候補者の総数が定数に不足するとき、理事会は、次期監事立候補者から不足する次期監事候補者を選出するものとする。

四 前各号により選出された次期監事候補者が定数に不足するとき、理事会は、現在の役員の互選により、又は役員経験者の中から、不足する次期監事候補者を選出するものとする。

五 第一及び第二号により選出された次期監事候補者の総数が定数を超えたとき、理事会は、次期監事候補者の互選により、次期監事候補者を選出するものとする。

六 前号において互選により次期監事候補者を選出できないとき、理事会は、次期監事候補者について、総会の前に全組合員による選挙を行い、その候補者を選出するものとする。

(役員候補者資格)

第8条 規約第39条第1項の規定に照らし規約違反が明確な次の各号に掲げる者を

除く組合員等は、役員候補者資格を有するものとする。

- 一 管理費等の長期(4ヶ月以上)未納者
- 二 犬猫等の飼育を禁止された動物の飼育者
- 三 不法駐車 of 常習者
- 四 その他の規約及び細則の違反者でその改善のみられない者

(選挙の方法)

第9条 第6条第六号及び第7条第六号により選挙を行う場合の方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 理事会は、速やかに選挙管理委員会を設置するものとする。
- 二 選挙管理委員会は、4名の委員により構成し、互選により委員長を選出するものとする。
- 三 選挙管理委員会委員は、選挙対象者を除く役員及び地区委員の中から理事会が選出するものとする。
- 四 選挙権は、組合員が所有する住宅1戸につき1個とする。
- 五 選挙管理委員会は、次に掲げる事項を理事会に報告後、速やかに告示するものとする。

イ 委員会に関する事項

ロ 立候補者に関する事項

ハ 選挙の日程及び選挙の方法に関する事項

ニ その他の注意事項

六 選挙管理委員会は、告示後1ヶ月以内に選挙を実施するものとする。

七 選挙管理委員会は、有効得票数の多い順に次期役員候補者を確定し、その確定者を理事会に報告するものとする。

八 理事会は、前号の確定者を次期役員候補者として、次期通常総会議案書の役員予定者名簿に登載するものとする。

九 その他選挙の実施に必要な事項については、選挙管理委員会が定めるものとする。

(選出日程等)

第10条 次期役員等の選出にかかる会議日程等の必要な事項については、理事会で定めるものとする。

(細則外事項)

第11条 この細則に定めのない事項については、規約及び総会の決議で定められたところによる。

(細則の改廃)

第12条 この細則の変更及び廃止は、総会の決議を経なければならない。ただし、この細則の変更が規約の変更を必要とする事項であるときは、規約の変更を経なければ、することができない。

(細則原本)

第13条 この細則を証するため、理事長及び理事長の指名する2名の組合員が記名押印して細則を1通作成し、これを細則原本とする。

2 細則原本は、理事長が保管し、団地建物所有者又は利害関係人の書面による請求が

あつたときは、これを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。

3 理事長は、所定の掲示場所に、細則原本の保管場所を掲示しなければならない。

附則

この細則は、平成16年5月23日から効力を発する。

附則

この変更細則は、平成18年5月21日から効力を発する。

附則

この変更細則は、平成26年5月18日から効力を発し、平成25年度中に実施される次期役員等選出に遡り適用する。

附則

この変更細則は、平成30年5月20日から効力を発する。

附則

この変更細則は、令和7年2月16日に遡って効力を発する。

別表 1

地区及び班区分表

【 1 街 区 】

地区	班	担当号棟	戸数
1	1	1, 3, 4	12
	2	2	14
	3	5,9	12
	4	6	12
2	5	7,8	15
	6	10,11,12,13	16
	7	14,15,16	15
3	8	17 (101~501, 102~502)	10
	9	17 (103~503, 104~504)	10
	10	17 (105~505, 106~506)	10
	11	17 (107~507, 108~508)	10
	12	17 (109~509, 110~510)	10
4	13	18,19,20,21	13
	14	22 (101~501,102~502)	10
	15	22 (103~503, 104~504)	10
	16	22 (105~505, 106~506)	10
5	17	23 (101~501, 102~502)	10
	18	23 (103~503, 104~504)	10
	19	23 (105~505, 106~506)	10
6	20	24 (101~501, 102~502)	10
	21	24 (103~503, 104~504)	10
	22	24 (105~505, 106~506)	10
	23	24 (107~507, 108~508)	10
7	24	25 (101~501, 102~502)	10
	25	25 (103~503, 104~504)	10
	26	25 (105~505, 106~506)	10
	27	25 (107~507, 108~508)	10
8	28	26,27,28	12
	29	29,30,31	11
	30	32,33,34,35	15
	31	36,37,38	11
	32	39,40,41	11

【 2 街 区 】

地区	班	担当号棟	戸数
1	1	1,2,3	13
	2	4,5,6	15
	3	7,8,9,10	14
	4	11,12,13	10
2	5	14 (101~501, 102~502)	10
	6	14 (103~503, 104~504)	10
	7	14 (105~505, 106~506)	10
	8	14 (107~507, 108~508)	10
3	9	15 (101~501, 102~502)	10
	10	15 (103~503, 104~504)	10
	11	15 (105~505, 106~506)	10
	12	15 (107~507, 108~508)	10
4	13	16 (101~501, 102~502)	10
	14	16 (103~503, 104~504)	10
	15	16 (105~505, 106~506)	10
	16	16 (107~507, 108~508)	10

【 3 街 区 】

地区	班	担当号棟	戸数
1	1	1,10,11	15
	2	2,3	12
	3	4,5,6,7,8	13
	4	9,12	10
2	5	13 (101~501, 102~502 103~503)	15
	6	13 (104~504, 105~505)	10
	7	13 (106~506, 107~507)	10
	8	13 (108~508, 109~509)	10
3	9	14 (101~501, 102~502)	10
	10	14 (103~503, 104~504)	10
	11	14 (105~505, 106~506)	10
4	12	15 (101~501, 102~502)	10
	13	15 (103~503, 104~504)	10
	14	15 (105~505, 106~506)	10

【 4 街 区 】

地区	班	担当号棟	戸数
1	1	1,2,3,26,27	15
	2	4,5,6,7	14
	3	8,9,10,11	17
	4	12,13,14,15	15
2	5	16 (101~801, 102~802)	16
	6	16 (103~803, 104~804)	16
	7	16 (105~805, 106~806)	16
	8	16 (107~807, 108~808)	16
3	9	17 (101~801, 102~802)	16
	10	17 (103~803, 104~804)	16
	11	17 (105~805, 106~806)	16
	12	17 (107~807, 108~808)	16
	13	17 (109~809, 110~810)	16
4	14	18 (101~501,102~502 103~503)	15
	15	18 (104~504, 105~505)	10
	16	18 (106~506, 107~507)	10
5	17	19,20,21	12
	18	22,23,24,25	15
	19	28,29,30	13
6	20	31,32,33	13
	21	34 (101~501,102~502 103~503)	15
	22	34 (104~504, 105~505)	10

区分	班長	地区委員	戸数
1 街区	3 2 名	8 名	3 5 9 戸
2 街区	1 6 名	4 名	1 7 2 戸
3 街区	1 4 名	4 名	1 5 5 戸
4 街区	2 2 名	6 名	3 1 8 戸
合 計	8 4 名	2 2 名	1 0 0 4 戸

別表 2

理事(理事長及び副理事長を含む)の選出単位及び定数

街区	戸数	最大定数	1 4 名の場合	1 3 名の場合	最小定数
1 街区	359 戸	5 名	5 名	5 名	4 名
2 ・ 3 街区	327 戸	5 名	5 名	4 名	4 名
4 街区	318 戸	5 名	4 名	4 名	4 名
	1,004 戸	1 5 名	1 4 名	1 3 名	1 2 名

(注) 2, 3 街区の内訳は、5 名の場合はいずれかを 3 名、4 名の場合は各 2 名とする。

この細則を証するため、理事長及び理事長の指名する2名の組合員が記名押印した細則を1通作成し、これを細則原本とする。

令和7年5月25日

理事長 4街区33号棟102号室 坂本 條樹

組合員 1街区11号棟102号室 沼田不盡男

組合員 1街区 6号棟105号室 笹森 幸男

